

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成17年3月25日京都市条例第31号）（保健福祉局生活福祉部地域福祉課，同局子育て支援部児童福祉センター及び交通局企画総務部総務課）

児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号）の施行等に伴い，京都市乗合自動車旅客運賃条例ほか3条例について，規定を整備することとしました。

この条例は，平成17年3月25日から施行することとしました。

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榊本 頼兼

### 京都市条例第31号

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
(京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部改正)

第1条 京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第7号中「均一路線」を「均一制の旅客運賃による路線（以下「均一路線」という。）」に改める。

第4条第2項中「均一制の旅客運賃による路線（以下「」及び「」という。）」を削る。

第11条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第2号中「第17条」を「第12条の4」に改める。

(京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正)

第2条 京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第2号中「第15条」を「第12条第1項」に、「第12条」を「第12条第1項」に改める。

(京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部改正)

第3条 京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第2号中「第17条」を「第12条の4」に改める。

(京都市児童福祉センター条例の一部改正)

第4条 京都市児童福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「第15条」を「第12条第1項」に改める。

第2条第1項第1号中「第15条の2」を「第12条第2項及び第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)